

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件  |
| 国民年金関係                        | 1 件  |
| 厚生年金関係                        | 1 件  |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 12 件 |
| 国民年金関係                        | 3 件  |
| 厚生年金関係                        | 9 件  |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から63年5月まで

私は20歳に到達後の昭和59年\*月ごろ、上司に車で連れられてA市町村役場で国民年金の加入手続をした。申立期間当時は、B銀行C支店を利用し、納付書で国民年金保険料を支払っていたので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和59年\*月ごろに、職場の上司に連れられてA市町村役場で国民年金の加入手続を行った。保険料は、B銀行C支店で納付していた。」と主張するところ、当時の職場の上司は、「申立人が国民年金の加入手続をしていなかったことを知り、車に乗せてA市町村役場の窓口まで案内した。」と証言しており、申立人の主張と符合している。

また、A市町村役場では、「加入手続から遅くとも1か月後ぐらいまでに当該年度分の納付書を郵送していた。」と回答している上、B銀行C支店において保険料を納付することは可能であったことから、申立期間のうち、昭和59年6月から60年3月までの国民年金保険料については、A市町村役場から送付された納付書により、B銀行C支店で納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間のうち、昭和60年4月から63年5月までについては、申立人がA市町村からD市町村に住所を移転した後の期間であるが、申立人は国民年金の住所変更の届出を行った記憶が曖昧である上、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年11月20日から同年12月20日までの期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A（船舶B）に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月27日から同年9月1日まで  
② 昭和35年11月20日から同年12月20日まで

私は、昭和35年8月に漁の乗組員募集があり、盆過ぎに同郷の者たちとC都道府県のD海員組合へ行き、船舶Bに乗船するように指示された。同年8月中には操業準備を終え、C都道府県のE港からF都道府県のG港に向かった。同年12月に漁期が終了し、正月前には帰郷した。

私の船員保険加入期間は、昭和35年9月1日から同年11月20日までとなっているが、船員手帳にも雇入期間が同年8月27日から同年12月19日までと記入されており、船員保険料も控除されていたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳における船舶Bでの雇止年月日の記録から、申立人が申立期間②において雇い入れされていたことが確認できる。

また、船舶所有者A（船舶B）に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和35年9月1日に被保険者資格を取得した者25人のうち、同年11月20日に資格を喪失した者は申立人のみであり、申立人以外の者はすべて同年12月中（12月13日から20日までの間）に資格を喪失していることが確認できる上、上記の船員手帳において、雇止事由

は漁期終了と記録されており、当時の複数の同僚も、「漁期終了とともに下船して乗組員は一斉解散となるが、途中で下船した者がいた記憶は無い。」と証言している。

一方、上記の船員手帳における雇入年月日から、申立人は、申立期間①において雇い入れされていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①については、上記の船員保険被保険者名簿において、申立人の前後9人の船員保険被保険者証番号は連番であり、全員が昭和35年9月1日に資格を取得していることが確認できる。

また、上記の9人の中には、申立人と一緒に乗船した同郷の同僚一人も含まれている（なお、当該同僚は、乗船後すぐに下船しているため、当該同僚の資格取得記録は取り消されている。）。

このほか、申立期間①について、船員保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の連絡先が不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 秋田国民年金 事案 642 (事案 105 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 10 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 47 年 3 月まで

申立期間については、私の給料から国民年金保険料の分を父に渡し、納付してもらっていた。母親から聞いたのだが、当時は自宅を訪れていた集金人に払っていたようだ。当時父は、私が次男であり、いずれ家を出て行くことになるのだから、年金は掛けていなければならないと言っていた。父は亡くなってしまったが、母も兄も間違いなく納めていたと言っているので、再度、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 47 年 6 月 7 日、資格取得は 43 年\*月\*日に遡<sup>そきゅう</sup>及して行われており、申立人は申立期間当時、国民年金に加入していないため、同期間の保険料を集金人に納付することはできないこと、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを判断の理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 5 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、本事案について再申立てを行っているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しを再度確認したが、申立人が結婚した昭和 47 年 6 月に夫婦連番で払い出された手帳記号番号以外には申立人の手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、A 市町村に再度確認した結果においても、当時の納付組合に関する資料及び関係者は確認できないとともに、「国民年金に加入していない

者について国民年金保険料を徴収することはない。」と回答を得ている。

さらに、申立人の兄から当時の納付状況を再度聴取した結果においても、「父親が納付していたので分からない。」とする証言のほか、「自分の国民年金保険料が納付されているのであれば、弟も納付されているはずである。」とする証言以外に納付をうかがわせる説明は得られなかった。

加えて、申立期間当時における申立人の世帯（申立人の両親、兄及び申立人の4人）の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況をみると、申立人以外の3人は国民年金に加入しているが、i) 申立人の両親の納付記録において、昭和36年4月から42年8月までの期間は申請免除承認期間、同年9月から同年12月までの期間は未納、43年1月から44年3月までの期間は申請免除承認期間（ただし、53年1月30日に保険料が追納されており、現在は納付済期間）、44年4月から46年3月までの期間は未加入期間とされ、46年4月以降は納付済期間とされており、ii) 申立人の兄の納付記録において、42年1月から同年3月までの期間は納付、同年4月から43年3月までの期間は未納、同年4月から44年3月までの期間は申請免除承認期間（ただし、53年1月30日に保険料が追納されており、現在は納付済期間）、44年4月は未納とされていることから、申立期間当時において、そのほとんどが申請免除承認期間及び未納期間となっていることが確認できる。

これら再申立内容及び再調査した結果を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことを示す新たな関連資料（家計簿、確定申告書等）及び納付したことをうかがわせる周辺事情など、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から49年12月まで

昭和39年5月までA都道府県の会社に勤務した後、実家に戻ってきた。20歳になった同年\*月からの国民年金保険料は、母親が集金人に納付していたと記憶している。領収書が無いとどうしようもないと言われたが、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「母親が集金人に納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和49年6月3日、資格取得は20歳到達時の39年\*月\*日に遡<sup>そきゅう</sup>及して行われていることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないため、主張のように申立期間の保険料を集金人を通じて納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B市町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、「昭和49年9月30日受付、もれ者」の記載があり、申立人はこの時点まで国民年金に加入しておらず、適用漏れ者の一斉適用の対象となつたことがうかがわれる。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から49年3月まで

昭和45年5月ごろに義父から、私の未納となっていた42年4月から45年3月までの国民年金保険料を納めたと聞いたことを覚えている。義父が45年\*月に亡くなった後は、夫が稲作の収入から私の分も一緒に保険料を納めていたが、夫の分が納付済みとなっているのに私の分は未納となっているので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「義父から、私の国民年金については、昭和45年5月ごろに加入手続を行い、42年4月から45年3月までの保険料を納付したと聞いた。義父が亡くなった同年\*月以降は、夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは49年9月18日、資格取得は20歳到達時の42年\*月\*日に遡<sup>そきゆう</sup>及して行われていることが確認できることから、払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和45年4月以降の保険料を納付していたとされる申立人の夫は、「夫婦二人分の保険料を一緒に納付し始めた時期については記憶していない。」と述べている。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 707

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 1 日から 30 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 26 年春に中学校を卒業した後、27 年 9 月ごろから A 社に勤務し、30 年 9 月 1 日に B 事業所に転職する前日まで勤務した。A 社で一緒に働いた同僚には、28 年 11 月 1 日から厚生年金保険の加入記録があると聞いた。私の記録を調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は A 社に勤務しており、同社を退職したのは B 事業所に転職する前日の昭和 30 年 8 月 31 日である。」と主張するところ、B 事業所が保管する退職給与引当金調書の記録から、申立人は、27 年 9 月から B 事業所に勤務していたことが確認できる。

また、昭和 29 年秋ごろから B 事業所に勤務した同僚は、「私が勤め始めた時には、申立人は既に勤務していた。」と証言している。

さらに、A 社に勤務していた複数の同僚は、申立人が勤務していたことは記憶しているが、当該同僚の中で具体的に勤務していた時期を記憶している者はみられない。

これらのことから、申立人が A 社に勤務していたのは、昭和 27 年 9 月以前であったと考えられ、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 28 年 11 月 1 日であることから、申立人が同社に勤務していたとみられる期間は、適用事業所とはなっていないことが確認できる。

なお、申立人が申立期間に勤務していたと認められる B 事業所は、昭和 30 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月ごろから同年4月ごろまで  
② 昭和54年11月ごろから55年5月23日まで  
③ 昭和63年11月ごろから平成元年4月ごろまで  
④ 平成元年7月ごろから3年4月ごろまで

私は、申立期間①について、A社B工場に出稼ぎに行き、運転手をしていました。

また、申立期間②について、C株式会社D工場に出稼ぎに行った。同社での厚生年金保険の加入記録が昭和55年5月23日から同年5月29日までの期間しかないとのことだが、54年の秋から働きに行っていたので、加入期間が短すぎると思う。

さらに、申立期間③及び④について、E株式会社F工場に出稼ぎに行った。同僚には、同社での厚生年金保険の加入記録があると聞いた。

申立期間①から④までについて、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された入社簿及び退社簿の記録から、申立人は、昭和52年1月12日から同年5月2日までの期間において、A社B工場に季節労働者として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社では、「季節労働者の多くは、厚生年金保険に加入した記録が無い。季節労働者は、雇用期間が短く、国民年金に加入しているため社会保険に加入することを希望しない者がいたことから、入社の際に、社会保険への加入の意思確認を行っていたと聞いている。」と回答しているところ、上記入社簿から、昭和52年1月に採用された

季節労働者 15 人のうち、申立人が記憶する同僚一人を含む 11 人は、厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、A 社では、「雇用保険と厚生年金保険は、同時加入であり、雇用保険に加入せずに、厚生年金保険に加入することは考えられない。」と回答しているところ、申立人及び申立人が記憶する同僚は、A 社 B 工場において、雇用保険に加入していないことが確認できる。

さらに、A 社 B 工場が申立期間①当時加入していた G 厚生年金基金において、申立人の加入記録はみられない上、申立人は、申立期間①において、国民年金に加入し保険料をすべて納付していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、当該期間のうち、昭和 55 年 1 月 16 日から同年 1 月 24 日までの期間は、申立人は別の事業所（H 株式会社 I 工場）において厚生年金保険に加入しており、同社に勤務していなかったと考えられるが、雇用保険の記録及び C 株式会社 D 工場から提出された従業員名簿の記録から、申立人は当該期間のうち、54 年 11 月 14 日から 55 年 1 月 8 日までの期間（約 2 か月）及び同年 1 月 25 日から同年 5 月 28 日までの期間（約 4 か月）については、同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の C 株式会社 D 工場での勤務期間のうち、一度目の勤務は厚生年金保険の加入記録が無く、二度目の勤務は 4 か月経過後の昭和 55 年 5 月 23 日から厚生年金保険に加入しているところ、上記従業員名簿に記録されている 54 年 11 月に採用された従業員 26 人（申立人を除く。）の厚生年金保険の加入状況は、入社して 4 か月経過後に資格取得している者が多数いること、勤務期間が 4 か月未満であった者は加入記録が無いことが確認できる。

さらに、C 株式会社 D 工場が加入していた J 健康保険組合の申立人の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致していることが確認できる上、申立人は、申立期間②において、国民年金に加入し保険料をすべて納付していることが確認できる。

- 3 申立期間③及び④について、雇用保険の記録から、申立人は昭和 63 年 11 月 8 日から平成元年 4 月 20 日までの期間、同年 7 月 21 日から 3 年 2 月 23 日までの期間及び同年 4 月 27 日から同年 10 月 31 日までの期間において、E 株式会社 F 工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E 株式会社 F 工場の当時の総務担当者は、「当社は健康保険組合に加入しており、厚生年金保険は健康保険と一緒に手続きしていた。」と証言しているところ、申立人が記憶する厚生年金保険被保険者であった当時の同僚は、申立期間③において当該健康保険組合に加入しているが、申立人は、申立期間③及び④において当該健康保険組合に加入していないことが確認できる。

また、当時の同僚は、「給与の手取りが減らないよう、厚生年金保険に入っていない人もいた。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間③及び④において、国民年金に加入し保険料をすべて納付している上、国民健康保険に加入していることが確認できる。

- 4 このほか、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間を含む昭和 50 年 3 月から 51 年 8 月末まで、有限会社 A に継続して勤務していたが、同社での厚生年金保険の加入記録では、同年 3 月 21 日に被保険者資格を喪失している。仕事は、主に外回りであった。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、有限会社 A に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、有限会社 A の当時の取締役は、「厚生年金保険と雇用保険は、同時に加入させていた。雇用保険に加入させずに、厚生年金保険のみに加入させることはあり得ない。」と証言しているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の記録と一致している。

また、有限会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 51 年 3 月 21 日、健康保険証の返納日は同年 4 月 5 日と記録されていることが確認できる。

さらに、有限会社 A は既に解散し、事業主も死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 1 日から 32 年 3 月 31 日まで  
私は、結婚のため昭和 32 年 3 月に A 事業所を退職した。勤務中から年金についてはあまり意識が無く、脱退手当金をもらった記憶も無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、当該脱退手当金の給付記録が記されているとともに、支給決定される直前の昭和 35 年 2 月 10 日付けで脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等について、厚生省（当時）が当該脱退手当金を裁定した裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、A 事業所を退職してから、昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として国民年金に初めて加入するまで、申立人が公的年金制度に加入していた記録は確認できないことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 26 日から 42 年 8 月 20 日まで  
母親の体調が悪くなったため、勤めていたA株式会社を辞めB都道府県に帰ってきた。同社に勤務した期間は、脱退手当金が支給されたことになっていると聞いたが、受け取った記憶が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年10月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から34年4月11日まで

A事業所に勤務していた期間については、脱退手当金が支給された記録となっており、年金額には反映されないとの説明を受けたが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後136人の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり、申立人の被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失している15人について、脱退手当金の支給記録の有無を調査したところ、13人に支給記録があり、そのうち9人は資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和34年7月29日に支給決定され、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間の脱退手当金が支給決定される直前の同年6月12日付けで算定のために必要な標準報酬月額等について、厚生省（当時）が当該脱退手当金を裁定した裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月ごろから57年4月ごろまで  
② 昭和57年11月ごろから58年4月ごろまで  
③ 昭和58年11月ごろから59年4月ごろまで  
④ 昭和60年11月ごろから61年4月ごろまで  
⑤ 昭和61年11月ごろから62年4月ごろまで

私は、申立期間①から③までについて、A区のB株式会社に出稼ぎに行き、運転手として働いていた。

また、申立期間④及び⑤について、C都道府県D市町村の有限会社Eに出稼ぎに行き、仕事をしていた。

同僚の名前や保険料の控除については覚えていないが、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①から③までについて、雇用保険の記録及び社員の証言から、申立人はB株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B株式会社の当時の事務担当者は、「雇用期間があらかじめ定められている出稼ぎ労働者やアルバイトの者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、当時の複数の社員も、「会社の経営上、正社員を社会保険に加入させるので精一杯であり、正社員以外は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間①から③までについて、国民年金に加入し保険料をすべて納付している上、国民健康保険にも加入していることが確認できる。

加えて、B株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番もみられない。

このほか、申立人は、同僚や保険料控除の有無に関する記憶が無く、ほかに申立期間①から③までについて、給与から保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間④及び⑤について、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間⑤において有限会社Eに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、有限会社Eでは、「出稼ぎ労働者は、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、当時の社員は、「毎年、出稼ぎ労働者は、5、6人いた。」と証言しているところ、オンライン記録において、申立期間④及び⑤当時、出稼ぎ労働者と考えられる短期間の加入記録はみられない。

さらに、申立人は、申立期間④及び⑤について、国民年金に加入し保険料をすべて納付している上、国民健康保険にも加入していることが確認できる。

加えて、オンライン記録を確認したが、有限会社Eにおける厚生年金保険の全資格取得者（131人）の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人は、同僚や保険料控除の有無に関する記憶が無く、ほかに申立期間④及び⑤について、給与から保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 28 日から同年 12 月 18 日ごろまで  
私は、昭和 45 年 1 月 10 日から 47 年 12 月 18 日ごろまで株式会社 A に勤務し、営業事務をしていた。

しかし、厚生年金保険の資格喪失日が昭和 47 年 11 月 28 日となっており、同年 11 月が加入期間となっていないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社 A の同僚の証言から、申立人は申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社 A は、昭和 47 年 11 月 28 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、当時の上司は、「会社が倒産するので、新しい就職先を探し、国民年金に加入するよう勧めた。残務整理のために倒産後も残った社員には退職日に手当を渡したが、昭和 47 年 11 月の厚生年金保険料は控除していなかった。」と証言している上、当時の同僚も、「国民年金に加入するように言われて加入した。同年 11 月の保険料は控除されていなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
私は、昭和 54 年 5 月から有限会社Aに勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、同年 9 月 1 日からとなっている。同年 5 月 1 日から厚生年金保険に加入している同僚もいるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は申立期間において有限会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当時の事務担当者は、「昭和 54 年 5 月 1 日に厚生年金保険に加入した従業員は、加入日より前から勤務していた者であり、同年 5 月以降に入社した従業員は、申立人を含めて、入社後 3 か月ぐらい経過してから厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

また、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票における記録から、申立人は、申立期間において夫の被扶養者となっていたことが確認できるところ、上記の事務担当者は、「夫の被扶養者となっている従業員には、厚生年金保険への加入希望を聞いて、希望すれば加入させていた。」と証言している上、申立人と同日に資格を取得した同僚は、「会社から厚生年金保険への加入希望を聞かれた際、夫の扶養に入っていたので一度断り、その後、自分から希望して昭和 54 年 9 月 1 日に加入した。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。